

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

厚生労働省発職0416第1号

令和3年4月16日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部改正

一 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の一部改正

1 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給の対象となる休業の期限を令和三年六月三十日まで延長すること。

2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の日額の上限を次の(1)及び(2)に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該規定に定める額とすること。

(1) 令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの間 一万一千円

(2) 令和三年五月一日から同年六月三十日までの間 九千九百円

二 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の暫定措置

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第二号

に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年六月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた第三条第一項又は附則第二条第一項に規定する被保険者であつて、当該要請の対象となる施設（重点区域に所在するものに限る。）において役務の提供を行うものに支給する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の日額の上限は一万一千円とすること。

第二 その他

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。